

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年6月5日受付分)

特定非営利活動法人 OneDrop

縦覧期間

令和8年6月5日(金)から
令和8年6月19日(金)まで

特定非営利活動法人 OneDrop 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 OneDrop という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、バングラデシュ人民共和国等の開発途上国における貧困層の子どもたちに対し、教育機会の提供、生活支援及び進学支援に関する事業を行うとともに、日本国内において国際理解の促進及び現地生産者の自立支援に関する事業を行い、もって貧困の連鎖を断ち切り、国際社会の発展と子どもたちの希望ある未来の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3)国際協力の活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国際協力及び子どもの健全育成支援事業
- (2) 啓発事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任

期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、署名・押印又は記名・押印に代えて、当該電磁的記録に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。)を講じなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任すること

ができる。この場合において、第36条（定足数）及び次条第1項第3号（議事録の記載事項）の規定の適用については、出席したものとみなす。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 大西登志子

副理事長 MAJUMDER ROSMIA
理事 松本太郎
同 下山三重子
同 梅野玲子
監事 伊藤弘栄

3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 6 月 30 日とする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	10,000 円	10,000 円

(2) 賛助会員

① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	一口 10,000 円	一口 10,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 OneDrop

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おおにし としこ		無
	大西 登志子		
理事 (副理事長)	まじゅむだーる ろすみあ		無
	MAJUMDER ROSMIA		
理事	まつもと たろう		無
	松本 太郎		
理事	しもやま みえこ		無
	下山 三重子		
理事	うめの れいこ		無
	梅野 玲子		
監事	いとう ひろえ		無
	伊藤 弘栄		

設立趣旨書

1 趣 旨

バングラデシュは、深刻な自然災害や圧倒的な人口過多、それに伴う経済格差など、多くの課題を抱えています。特に農村部の貧困家庭では、子どもたちが家計を支えるための労働を強いられ、教育という基本的な権利を奪われています。教育の欠如は将来の可能性を閉ざし、貧困が次世代へ連鎖する悪循環を生み出しています。

このような中で、私たち「OneDrop」は、この連鎖を断ち切るべく、2011年よりバングラデシュ・コミラ県にて活動を開始しました。2016年には「OneDrop 小学校」を開校し、無償教育に加え、食事や制服、学用品の提供を通じて、子どもたちの「大切な居場所」としての役割を果たしてきました。

今後、これまでの実績を基盤として、以下の事業をより計画的かつ持続的に実施してまいります。

1. OneDrop 小学校の継続運営：安定的な教育環境の維持・強化。
2. 奨学生制度『MINAKO』の運営：卒業生の進学を支え、中等教育以降の学習を継続支援。
3. 国際交流・スタディツアー：日本と現地を繋ぐ相互派遣を通じた国際理解の促進。
4. 啓発事業（国内支援を含む）：写真展や講演会による現状報告、およびフェアトレードやバザーを通じた現地生産者の自立支援と、これらを活用した国際協力への理解を広める活動。

これまで任意団体として活動してまいりましたが、教育支援という長期的責務を果たすためには、土地・建物の管理や資金調達、組織運営において、個人に依存しない「高い社会的信用」と「継続性」が不可欠です。また、活動の公益性に鑑み、営利を目的としない特定非営利活動法人（NPO 法人）として法人格を取得することが最適であると判断いたしました。

法人化により、公的助成の受け入れや企業との連携を強化し、支援内容を職業訓練等の自立支援へと拡充させるとともに、現地政府や他団体とのネットワークを深めてまいります。一滴の水（One Drop）が大きな波紋となるよう、バングラデシュの子どもたちの希望ある未来を創造し、国際社会の発展に寄与することを目指します。

2 申請に至るまでの経過

- 2010年12月 OneDrop 発足
- 2011年1月 バングラデシュ・コミラ県訪問、学校予定地が決まる
- 2016年1月 OneDrop 小学校開校（20名の1年生と教員2人）
- 2020年1月 3階建て校舎建設完了、5学年で生徒100名に達成
- 2021年1月 第一期生卒業
- 2026年2月 法人化の意思決定
- 2026年3月22日 設立総会開催

2026年3月22日

特定非営利活動法人 OneDrop

設立代表者

大西 登志子

2026年度 事業計画書

(自:法人成立の日 至:2027年3月31日)

特定非営利活動法人 OneDrop

1. 事業実施の方針

本法人は、バングラデシュの貧困地域の子どもたちへの教育支援を通じ、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。初年度は、現地小学校の安定運営と奨学金制度の基盤構築を最優先事項とし、併せて日本国内での啓発活動を通じて支援者の拡大を図る。また、活動資金の確保を目的とした「その他の事業」を並行して実施する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予定 人数	収益見込
(1) 国際協力 及び子どもの 健全育成支援 事業	ア. OneDrop 小学校の運営 事業 現地校の教員給与の支給、教材・給食の提供、施設維持管理。	通年	バングラデシュ・コミラ県	現地児童 約100名	0円
	イ. 奨学生制度(MINAKO) の運営事業 初年度は実施しない	----	----	----	0円
	ウ. 教育支援・スタディツアー による国際交流事業 日本の支援者と現地のオンライン交流会、及びスタディツアーの企画(状況に応じ検討)。	年2回	兵庫県・ オンライン・ 現地	日本及びバ ングラデシュ の両国の学 生・市民	0円
(2) 啓発事業	ア.バングラデシュ現状紹介啓 発活動事業 日本国内での写真展、講演 会。 活動報告会の開催を通じた現 状周知。	年4回	兵庫県内の 公共施設等	一般市民	80,000円
	イ.パザー等のイベント参加 バングラデシュ民芸品、カレー などの販売、募金活動	年5回	兵庫県内の 公共施設等	一般市民	75,000円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 6 月
- ② 理事会 年 1 回(および必要に応じて臨時理事会を開催)

(2) 事務局体制

- ① 事務局長 大西登志子
- ② 事務局スタッフ 梅野玲子

2027年度 事業計画書

(自:2027年4月1日 至:2028年3月31日)

特定非営利活動法人 OneDrop

1. 事業実施の方針

法人設立 2 年目として、バングラデシュ・コミラ県における教育支援事業を継続し、教育環境の質の向上を図る。また、卒業生への進学支援制度「MINAKO」を安定的に運営し、支援対象者のフォローアップを強化する。国内においては、法人格を活かした企業や行政、他団体とのネットワーク構築を推進し、啓発活動を通じてバングラデシュの現状と自立支援の重要性を広く発信することで、持続可能な支援基盤の確立を目指す。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予定 人数	収益見込
(1) 国際協力 及び子どもの 健全育成支援 事業	ア. OneDrop 小学校の運営 事業 現地校の継続運営。教員研修 の実施、及び安定的な給食・ 学用品の提供。	通年	バングラデシ ュ・コミラ県	現地児童 約100名	0円
	イ.奨学生制度(MINAKO) の運営事業 卒業生の中等教育進学支援 の継続、及び進学後の学習状 況確認と面談の実施	通年	バングラデシ ュ・コミラ県	3名	0円
	ウ.国際交流・自立支援促進事 業 スタディツアーの実施、及び現 地学生、市民との交流を通じ た自立支援の推進	年2回	兵庫県・ オンライン・ 現地	日本及びバ ングラデシュ の両国の学 生・市民	0円
(2) 啓発事業	ア.バングラデシュ現状紹介啓 発活動事業 写真展・講演会・活動報告会 の開催。SNS や会報誌等を活 用した広報活動の強化	年4回	兵庫県内の 公共施設等	一般市民	80,000円
	イ.パザー等のイベント参加 バングラデシュ民芸品、カレー などの販売、募金活動	年5回	兵庫県内の 公共施設等	一般市民	75,000円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 6 月
- ② 理事会 年 1 回(および必要に応じて臨時理事会を開催)

(2) 事務局体制

- ① 事務局長 大西登志子
- ② 事務局スタッフ 梅野玲子

法人名： 特定非営利活動法人OneDrop

2026年度活動予算書

設立～2027年3月31日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	500,000	500,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	800,000	800,000
3. 受取助成金		
受取民間助成金	300,000	300,000
4. 事業収益		
参加料	80,000	80,000
販売収益	75,000	75,000
経常収益計	1,755,000	1,755,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
支払助成金	1,200,000	1,200,000
旅費交通費	400,000	400,000
仕入れ費	25,000	25,000
会場費	15,000	15,000
広告費	10,000	10,000
消耗品費	10,000	10,000
その他経費計	1,660,000	1,660,000
事業費計	1,660,000	1,660,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	10,000
会議費	10,000	10,000
予備費	20,000	20,000
その他経費計	40,000	40,000
管理費計	40,000	40,000
経常費用計	1,700,000	1,700,000
当期経常増減額	55,000	55,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 固定資産除却損	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	55,000	55,000
設立時正味財産額	3,000,000	3,000,000
次期繰越正味財産額		3,055,000

法人名： 特定非営利活動法人OneDrop

2027年度活動予算書

2027年4月1日～2028年3月31日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	500,000	500,000
賛助会員受取会費	100,000	100,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,000,000	1,000,000
3. 受取助成金		
受取民間助成金	300,000	300,000
4. 事業収益	0	0
参加料	80,000	80,000
販売収益	100,000	100,000
経常収益計	2,080,000	2,080,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
支払助成金	1,200,000	1,200,000
給付奨学金	60,000	60,000
旅費交通費	400,000	400,000
バザー実施費	30,000	30,000
会場費	18,000	18,000
広告費	30,000	30,000
消耗品費	10,000	10,000
その他経費計	1,748,000	1,748,000
事業費計	1,748,000	1,748,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	10,000
会議費	10,000	10,000
予備費	50,000	50,000
その他経費計	70,000	70,000
管理費計	70,000	70,000
経常費用計	1,818,000	1,818,000
当期経常増減額	262,000	262,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 固定資産除却損	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	262,000	262,000
前期繰越正味財産額	3,055,000	3,055,000
次期繰越正味財産額		3,317,000